

その他(22)

県が発行するパンフレットにおいて、県の施設の郵便番号や住所が表示されず、電話番号やURLのみの表示が目立つ。
(豊川市、40代男性)

〔回答〕

県発行のパンフレットにおける施設の表示についてですが、住所は表記すべきものと考え作成しております。あなた様からのご指摘を受け確認したところ、ほとんど記載がありましたが、一部記載のないパンフレットもございました。今後は記載するよう関係部局に諮ってまいります。

今後とも適切な作成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

【知事政策局広報広聴課】

県政モニターの委嘱状が廃止になってしまったが、意欲を高めるためにも必要ではないか。謝礼については、アンケート1回につきではなく、1回ならダメとして、2回答えて始めて2回分を支給するとしたらどうか。
(豊川市、40代男性)

〔回答〕

委嘱状の廃止についてですが、以前は委嘱状をお渡ししていました。

しかし、事務の合理化を図るためと、近年の厳しい財政状況を勘案し、県政に御協力いただく皆様には心苦しい限りですが、現在は愛知県知事名の書面による依頼通知のみとさせていただいております。

また、謝礼についてですが、どうしても私事都合により回答できなかった方もおみえになります。あなた様のご意見にも一理あるかとは存じますが、ご回答をいただいた方には回数を問わず、謝礼をお渡ししたいと考えています。

今後とも適切な費用の支出に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

【知事政策局広報広聴課】

投票所の立会人などの選考方法、募集方法、投票当日の役割分担、時間、手当など、投票率アップの一員として、住民に知らせ理解してもらうべきである。
(名古屋市、60代男性)

〔回答〕

公職選挙法の規定により、投票立会人は、各市町村の選挙管理委員会が、選挙ごとに各投票区の選挙人名簿に登録されている人の中から2～5人以内を選任することとされております。

その業務には、いわゆる「なりすまし投票」を防止するなど、投票事務が公正に行なわれるよう立ち会うことが主な任務であり、公益代表としての性格に鑑み、選任がされております。

選挙人名簿との対照や投票用紙の交付に立ち会うなど多くの役割があり、投票所が開かれている午前7時から、投票が終了(午後8時)し、開票所へ投票箱を搬送するまでが勤務時間となっております。

手当につきましては、各市町村の条例で定められた額を各市町村からお支払いしております。

【選挙管理委員会】

投票受付時に尋問にあっているかの感じがした。選挙という特殊性を考えた接し方の職員教育を

してもらいたい。

(豊橋市、60代男性)

〔回答〕

お住まいの市町村によっては、投票所において「投票所入場券」をお預かりする際に、名前や生年月日などを確認させていただくことがあります。

これは、公職選挙法の規定により、選挙人名簿に登録された者でなければ投票はできないとされていることから、選挙人名簿に登録されている本人かどうか確認をさせていただいております。

これにより、他人の投票所入場券を無断で使い、投票をしようとする「なりすまし投票」を防ぐ効果があります。

投票所では、地域住民から選任された投票管理者や投票立会人、市区町村の職員等が業務を行っておりますが、皆様に投票していただきやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【選挙管理委員会】

国政選挙や市町村が行う選挙に関しては、選挙管理委員会より公報紙が作られますが、県議選については公報紙が作成されない。次回の選挙からは公報紙の作成をお願いしたい。

(江南市、20代男性)

〔回答〕

選挙公報につきましては、公職選挙法の規定により、必ず作成しなければならない場合(国政選挙、県知事選挙)と、それぞれの自治体で条例を定めることにより、発行することができるものの2種類があります。

ご意見のありましたとおり、現在、愛知県議会議員の選挙は、公報を発行するための条例がないため、選挙公報の発行ができない状況です。

有権者の皆様が、各候補者を選択する際、それぞれの政策を知る手段の一つが選挙公報で、この度の県議会議員の選挙でも、多くの県民の皆様から「選挙公報を発行すべきだ」というご意見をいただいているところです。

条例の制定につきましては、選挙管理委員会に提案権がなく、知事若しくは議員の提案により議案が提案され、最終的に県議会において条例制定を判断することとなっております。

昨年も議会において県議選の選挙公報発行について議論がなされたと聞いておりますが、今後も引き続き議論をしていくこととなっておりますので、今後の議論を注視して参りたいと考えております。 【選挙管理委員会】

選挙活動の車について、候補者の名前を連呼するだけの活動は意味がない。それよりも候補者が何を考え、何を思っているのかを紙面に書いて各戸に配布してほしい。(名古屋市、40代女性)

〔回答〕

選挙運動には、個人演説会の開催など言論によるもの、選挙運動用ポスターや選挙葉書などによる文書図画の掲示(頒布)などがあり、今回のご意見にありました選挙運動用自動車の使用もその一つであります。

これらの活動は、いずれも公職選挙法で認められているものであり、限られた選挙運動期間の中で具体的にどのように選挙運動を行うかは、各候補者(陣営)が決めているところです。

このほか、政見放送や選挙公報なども公職選挙法に認められておりますが、これらは選挙の種類によってできるものが異なるため、全ての選挙において、出来るものではありません。

なお、候補者の政策につきましては、今年3月の公職選挙法の改正により、この度の統一地方選挙から知事、市町村長の選挙について、選挙運動用のビラ（A4両面）を配布することが可能となり（地方議会議員は認められていません）、そのビラの中に候補者の政策（選挙公約）を記入することができるようになっておりますので、投票をする際の参考にしていただければと思います。

【選挙管理委員会】

県会議員の場合、どうしても距離を感じてしまい、何をどのようにして動いているのかわからない。
(一宮市、40代男性)

〔回答〕

ご承知のとおり、県議会は、県民の皆様を代表する機関であり、それぞれの選挙区における県民の皆様の選挙により選ばれた議員で構成されています。しかしながら、その活動は、国会とは違い、なかなかテレビ・ラジオ・新聞などのメディアで取り上げられることが少ないのも事実です。

県議会は、例えば、県の部局が事業を執行するために必要な予算案や条例案を可決又は否決する権限を持っています。そして、これらの予算案・条例案の審議の過程で、様々な調査を行い、また県の部局に提言し、県民の皆様の福祉の向上につながる、よりよい予算・条例になるよう努めています。しかしながら、実際に事業を執行する県の部局とは違い、どうしても、このような活動は、目立たないものになっています。

また、各議員は地元の代表として、県行政に対する地元の要望を積極的に県の部局に伝え、又は提言していますが、実際には、県の部局が行った結果しか県民の皆様には伝えられない、見えないことも多く、それに至るまでの過程がわかりづらい場合もあります。

このように、県議会・議員の活動は、なかなか目立たないことが多いのは事実ではありますが、県民の皆様はその活動をできる限り知っていただくため、本会議及び委員会については、傍聴を受け付けております。また、新聞、テレビなどのメディアを通じての議会広報やインターネットによる県議会ホームページの掲載、本会議の生中継・録画中継を提供しています。

今後とも、できる限り県民の皆様にご覧いただきたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。
【議会事務局】

県からの情報発信が毎月1回の広報あいちだけなのは少ない。各市町村の広報と相乗りすると良いと思う。また、県からいろいろな資料が配布されているが県庁へ出かける機会が少ないので手に入らない。
(犬山市、60代男性)

〔回答〕

「広報あいち」は、毎月第1日曜日に主要日刊4紙に掲載する「日曜版」以外に、毎月第2金曜日に金曜版（日本経済新聞・中部経済新聞版、名古屋タイムズ版を隔月に発行）も発行しておりますが、情報量については、他の同規模の都道府県と比較しても相当少ないため、カラー化と併せて検討してまいりたいと考えております。

新聞購読していない世帯の皆さんへ県政の情報をお知らせするため、「広報あいち」を県のホー

ムページ(<http://www.pref.aichi.jp/koho/paper>)に掲載しインターネットでの配信を行うとともに、市町村の広報紙に転載していただくため、毎月1回、「広報資料『愛知だより』」を発行し、市町村へ県政情報の提供を積極的に行っています。

また、資料の配布についてですが、県が作成した刊行物で県民に広く配布するものにつきましては、県内市町村にも依頼して配置をしていただいておりますが、それぞれの市町村におきましてはどうしても自前の刊行物の配布が優先となってしまうこともあり、県の刊行物は多くの数を配置することができません。そのため、市役所や町村役場を利用されてもなかなか多くの方々にいき渡らないのが現状です。

ご意見の中にありました県政ガイドあいちにつきましては広報広聴課で発行していますが、市町村や図書館、県民生活プラザを始めとする県の施設、献血ルームなど200か所以上に依頼して配布をしているほか、金融機関や医療機関にも利用者への閲覧用として配置していただくなど、多くの皆さんに手にとって見ていただけるよう努めています。 【知事政策局広報広聴課】

今年、来年度にわたって退職者が増加するが、県職員として優秀な人材を採用してほしい。また、県民の代表として自覚を持って日々の職務を全うすることをお願いしたい。

(名古屋市、70代男性)

〔回答〕

さて、このたび、ご意見をいただきましたように、団塊の世代職員の大量退職後の組織運営のあり方については、大きな社会問題となっております。

愛知のさらなる発展のためには、ご指摘のとおり、優秀な人材の確保は極めて重要なことでありますので、本県では、これから社会に出る若い人に対して、大学での説明会などを通じ、将来の愛知の地域経営を担うことの意義や魅力をPRして、優秀な若い職員の確保に努めております。

さらに、平成20年度からは、民間企業などで有用な職務経験のある人材を即戦力として採用することにより組織の活性化を図るほか、今後は、高度な専門性を備えた民間人材を任期付き職員として活用するなど、様々な手法により良質な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ベテラン職員が若手職員に専門分野の研修を実施したり、定年退職したベテラン職員の知識や経験を活用するため、税務や監査部門等に専門職員として再雇用するなど、団塊の世代職員が長い経験により培ってきた技術力やノウハウの継承にも努めております。

なお、平成18年3月には「あいち人材育成ビジョン」を定め、スピード感覚、チャレンジ精神、専門能力、政策形成能力など、職員の個々の資質の向上を図るとともに、士気の高揚を促し、持てる意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを推進するため、『あ(明るく) い(意欲にあふれ) ち(知恵がいっぱい) な職員へ』をキャッチフレーズに職員の能力開発に取り組んでいるところでございます。

このように、団塊の世代職員の大量退職の影響を最小限に抑え、県民の皆様の期待に応えるべく、安定した組織運営と行政サービス水準の維持・向上を図るため、様々な取組を進めているところでございますので、ご理解をいただきますとともに、引き続き愛知県政に多大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。 【総務部人事担当局人事課】

政務調査費とは何か。県政にも政務調査費の制度があるのか。 (名古屋市、70代女性)

〔回答〕

政務調査費は、地方分権の進展に伴い、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方自治法の一部改正(平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行)により、議会における会派等に対する調査研究費等の助成として制度化されたものです。

地方自治法第100条第13項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定されております。

愛知県議会では、この地方自治法の規定を受け、「愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成13年4月1日から施行しており、現在、この条例に基づき、一月につき50万円に毎月の初日における各会派の所属議員の数を乗じて得た額を、議会における会派に対し、毎月交付しております。

本県議会の政務調査費は、地方自治法及び条例に基づき交付しているもので、地方分権の進展や県政課題の高度化、複雑化等に対応するため必要不可欠なものと考えております。【議会事務局】

財政難の中、天下りは絶対やめてもらいたい。 (北名古屋市、60代男性)

〔回答〕

日頃から、本県行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、ご指摘の件でございますが、監事は各団体の会計や経営状況、業務執行などを監査することを職務としておりまして、団体の業務運営にさまざまな角度から助言、指導できる方が適任と考えております。

元県議会議員の方々はいずれも県政に長年参画し、県政各般にわたる幅広い知識と経験をお持ちの方で、その職責を団体運営に役立てていただいております。

監事の報酬額につきましては、民間の方を依頼した場合との均衡や、識見の高い方を願うことから、この金額は妥当なものではないかと考えているところであります。

なお、監事など役員に対して退職金は支払われておりませんので、念のため申し添えいたします。

さらに監事業務の充実を図るため、業務内容を一層明確にするとともに、業務記録を整備することなどを各団体に指導したところであります。

今回のご意見を参考にさせていただきながら、一層透明で開かれた県行政を進めていく所存でございますので、引き続き愛知県政にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【総務部人事担当局人事課】

先日、本年度の市県民税通知書が届いてその税額の多さに驚いた。何か詳しくわかる資料等があれば知らせてほしい。また、今後さらに増額されることはあるのだろうか。(一宮市、40代男性)

〔回答〕

6月から住民税(市民税・県民税)の額が増える理由は、主に2つあります。

1つは、国から地方への税源移譲が行われ、所得税として国に納めていた税金の一部が住民税と

して県・市町村に納付されることによるものです。6月から住民税が増えましたが、既に1月から所得税が減っており、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は、基本的には変わりません。

もう1つは、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されたことによるものです。昨年までは、所得税と住民税において税額の一部が控除されておりましたが、今年からこの控除が廃止されました。

例えば給与収入500万円で夫婦と子供さん2人のモデルケースでは、次表のとおりとなり、定率減税の影響を除くと、合計の税額は変わらないことになります。

	所得税	住民税	合計
税源移譲前	107,100円	70,600円	177,700円
同上(定率減税を除いた場合)	119,000円	76,000円	195,000円
税源移譲後	59,500円	135,500円	195,000円

また、ご照会にありました「住民税の今後の更なる増額」については、平成18年度から廃止された住民税の老年者非課税措置を受けられていた方が該当します。この非課税措置の廃止に伴い平成19年度まで経過措置が設けられておりますが、この経過措置は毎年縮小されておりますので平成20年度まで毎年、住民税が増えることとなります。

終わりに、今回の税源移譲につきましては、広報に努めたつもりでございますが、結果として情報が行き届かず、申し訳ございませんでした。

なお、個別の課税の内容等に関するお問い合わせにつきましては、お住まいの市町村の税務担当課へお願いします。
【総務部税務課】

名古屋市に在住していると、県と市の行政サービスの重複(同種施設、施策の重複など)が気になる。重複の排除が第一である。
(名古屋市、60代男性)

〔回答〕

【市町村と都道府県の関係について】

普通地方公共団体としての市町村と都道府県の関係については、市町村が住民に最も身近な“基礎的地方公共団体”であり、住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に行うことをその任務としているものに対し、都道府県は市町村を包括した“広域の地方自治体”として、「広域にわたるもの(広域事務)」、「市町村に関する連絡調整に関するもの(市町村に関する連絡調整事務)」及び「一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの(規模又は性質の面からの補完事務)」の3つの観点から担任する事務を限定的に処理するものとされており、それぞれ担任すべき役割と機能を分担しています。

また、地方分権一括法による改正において、都道府県と市町村との関係は、明確に“対等・協力”なものであるとされ、市町村優先の原則は一層顕著になりました。

このようなことを考えても、事務処理において市町村と都道府県の“競合”ということは少なからず起こりうることであるので、地方自治法においては、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならないとされています。

ここで“競合”とは市町村及び都道府県が相互に同一内容の事務を重複して行うことにより非効率・非経済な事態の生ずることをいい、単に同一内容の事務が二重に行われること全てを競合とす

べきではなく、あくまで当該地域の行政需要等を十分に勘案して判断すべきものであると考えられます。

【指定都市制度について】

基礎的地方公共団体としての市のなかでも、名古屋市のように人口が集中するとともに社会的実態としての都市の機能や行政需要の規模も大きな大都市については、一般の市とは異なる特別の制度を設けることが、地域住民への行政サービスを提供する上で必要であるとの観点から「指定都市制度」が設けられたものであります。

指定都市は、地方自治法において、都道府県が処理する事務のうち、社会福祉、保健衛生、都市計画等に関する19項目の事務の全部又は一部について処理できることとされており、その他の個別法においても指定都市が処理することとされているものが少なくありません。

【県と名古屋市の行政サービスの重複について】

本県では、県と政令指定都市の役割分担のあり方について、「分権時代における県のあり方検討委員会」などにおいて検討をいたしました。

そうした検討を通じ、現在のところ、

一つには、県と名古屋市の間には、事務の重なりがあるが、それは、県と名古屋市に限った問題ではないこと。わが国のように、一つの行政分野に、国、県、市町村それぞれが関わる融合型の行政システムの場合には、程度の差はあるものの、県と市町村の間に一般的に存在する問題であること

二つ目として、事務の重なりが、良いか、悪いかは一概には言えず、住民サービスの視点、費用対効果の視点、そもそもの役割分担のあり方など多面的に考える必要があること

三つ目として、「補完性の原則」から言うと、市町村がどのように考えているかが出発点になること

などの基本認識をもっているところであります。

これまでは、県と市町村の役割の見直しということでは、名古屋市も含め、市町村への権限移譲の推進などに取り組んできたところでありますが、現在、第二期の地方分権改革がスタートするなど、新しい状況が生じてきております。

このため、こうした状況を十分見極めながら、今後とも名古屋市との連携、連絡調整に努めてまいります。

【総務部総務課、総務部市町村課】

先日、知事との会合参加用紙を拝見したが、日時が平日のため応募ができなかった。日曜開催など、開催日時について再考いただきたい。

(一宮市、40代男性)

〔回答〕

この「知事と語るつどい」は県民の皆様方の生の声を知事が直接お聴きして県政運営の参考にさせていただくという趣旨で開催させていただいております。

そうした意味から参加いただく県民の方について、従来は推薦方式をとっていたものを公募方式に切り換え、また、参加者一人ひとりからじっくりとお話をいただくことができるように参加人数を絞るなど内容の改善を図ってきたところです。

しかしながら、御意見のとおり開催時期が現在は平日・昼間のため、なかなか会社務めの方にとっては参加しづらいことも事実で、今後改善しなければならない事項の一つであると認識しております。

来年度の開催に当たっては、いただいた御意見を参考とさせていただきながら、土曜・日曜日開催にするのか、平日夜間の開催にするのかなどの検討を進め、少しでも幅広い県民の皆様の参加が得られるようにしてまいりたいと存じます。

【知事政策局広報広聴課】

自動車税の営業用と自家用では税額が大きく異なるので、税額の統一をしていただきたい。営業用の自動車の輸送も、税金が高くなれば自然と列車輸送に変わり、温暖化対策にも有効だと思う。

(幡豆町、40代男性)

〔回答〕

ご指摘のとおり、わが国の自動車税の税率は、営業用自動車（緑ナンバー）と自家用自動車（白ナンバー）では大きく相違しており、自家用自動車の税率の方が高くなっています。

この自動車税の体系は地方税法の規定によるものでありますが、その理由として、自家用自動車は贅沢品であったこと、営業用自動車に低い税率で課税し物価や国民の生計費への跳ね返りを避けるといった点を考慮したものであると考えられます。

これらの理由のうち、贅沢品に対する課税であるという点については、時代の変遷とともに自家用自動車が生活必需品となっており、一部の自動車を除けば贅沢品であるとはいえない状況となってきたのも、ご指摘いただいたとおりであります。

しかしながら、営業用自動車は物流や人の移動に欠かすことのできない自動車であることは引き続き変わりはなく、物価や生活費への跳ね返りを考えると、直ちに税率を引き上げることは難しいのではないかと考えます。

また、自動車にかかる税金は、自動車税だけではありません。例えば、トラック・バス等のディーゼルエンジン車の燃料には軽油引取税等が、またガソリン車には揮発油税等が課税されています。

これらの燃料にかかる税金は、燃料の消費量に比例して税額が多くなるものであり、一般的に営業用自動車は使用頻度が高いことから、多額の税負担をしています。

このように、自動車にかかる税金は種類が多いことから、これらのバランスで公平な税負担を実現していく必要があり、自動車税の税率のみに注目して是非を論じるのではなく、国税・地方税を併せた議論全体の中で論じる問題であると考えています。

以上のとおりでありますので、営業用自動車の税率引き上げが物価へ影響を与えることや、税体系全体の中で営業用自動車の自動車税率を構築すべきであるという点を考慮していただき、現在の営業用自動車と自家用自動車の税率の相違にご理解をいただけるようお願いいたします。

【総務部税務課】

知事定例会見でOBの再就職のあっせんについて認める発言をされていてすごく軽率だと感じた。

(田原市、30代女性)

〔回答〕

日頃から、本県行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、いわゆる天下りについてでございますが、国では、定年を待たずに50歳前後で一線から離れ再就職する慣行があり、その際、関係する団体へ押しつけ的に行くことを「天下り」として問題となっているところですが、本県ではそのような慣行はありませんし、その報酬につきましても、条例で定められている県の再任用職員の給料額を基に、各団体において経営状況、仕事の内容等を考慮して定められ、また、団体を退職する際にも退職金は支払われておりません。こうした点から、国とは状況が異なっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

本県を定年退職した職員が、長年勤務して得た知識と経験を活かして、第二の職場で活躍してもらうことは、職業選択の自由が保障されておりますし、また、高齢者の社会的な人材活用の観点からも、必ずしも制限すべきことではないと考えております。

従って、県の関係団体等から県OB人材を活用したいとの要請に対して、これに応えることは意義があるものと考えております。

なお、職員の再就職について、より透明性を高めながら県民の皆様方にご理解をいただけるよう、先日、初めて再就職状況を公表したところでございます。

今後とも、県民の皆様方にご理解いただける、そして信頼される行政運営をしていかなければならないと考えておりますので、制度についても適宜見直して、適切に対応してまいりたいと考えております。

いただきましたご意見については、今後の行政運営に参考にし、より一層開かれた県行政を進めていく所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【総務部人事担当局人事課】

県政モニターと行政の方を交えて意見交換をする機会が一度くらいはあっても良いのでは。また、アンケートの提出方法はパソコンのない方や苦手な方でも気軽に提出できる郵送方式を残してほしい。

(江南市、20代男性)

〔回答〕

県政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたびお寄せいただきました県政モニター制度に対するご意見につきましては下記のとおり考えております。

1 モニター会議について

県政モニターにおきましても、平成14年度まで県内の各地域でモニター会議を実施し、その地域のモニターの皆様と県職員が直接意見交換をする機会を設けておりました。

しかし、県政モニターは県内広域に渡ってお願いしておりますことから、会場までの距離的ネットワークや、職業をお持ちの方、子育て中の方などはなかなか時間的に参加が難しいことなどでモニター会議への参加者数もだんだん縮小し、地域によっては思うような参加が得られなかったという事例もございました。

また、同時期に同じ広聴事業として、知事と語るつどいの参加者を一般公募に変更したり、県民

意見提出制度（パブリック・コメント制度）や県政へのご提言（インターネットを利用した広聴）を新たに開始するなど、県政に参加できる機会を多様化させております。

こうしたことから、現在では主に意見提出用紙により、意見・要望等をいただいているところですが、お寄せいただいたご意見は担当部局において企画・執行等に役立てており、また、ご意見等に対する県の考え方は県のホームページで「県政モニターの声」として公開しており、広く活用させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 アンケートの提出方法について

インターネットが普及し、各家庭でもインターネットが身近なものとなってきたことから、本県でも平成18年度からインターネットを利用したモニターアンケートを実施しており、現在は郵送とEメールのいずれかの方法でアンケートの回答をお願いしています。

現在、県政モニターにつきましては、県内の人口構成の縮図になるよう地域や年齢に配慮して選考していますが、インターネットモニターに一本化すると応募者が都市部や若年層に偏りやすい傾向にあり、人口構成を反映させることが難しいと言われております。

また、ご意見のとおり、県政に高い関心をお持ちの方であっても、パソコン操作が苦手であったりパソコンをお持ちでないという理由で応募ができないということになれば、県政にとっては好ましいことではありません。

当面は、郵送とEメールによる現在の方式で行ってまいります。今後の回答方法につきましては、モニター応募者の意向を踏まえ対応していきたいと考えております。【知事政策局広報広聴課】

選挙には高額な費用がかかるため、郵便投票などお金のかからない選挙にしたらどうか。

（美和町、60代男性）

〔回答〕

御意見をいただきました郵便投票につきましては、選挙の当日に投票所で投票を行うという原則の例外として、身体に重度の障害があるなど一定の要件を満たす選挙人のみに認められた制度となっております。

このように、投票をはじめとする選挙制度は、公職選挙法により、その手続き等が厳格に定められております。

こうしたこともあり、ご指摘のありましたとおり、選挙を行うにあたっては多額の費用を要しております。

今後とも法令に基づいた選挙の適正な管理執行を行うことはもちろんですが、選挙に要する経費の効率的な執行にも努めて参りたいと存じます。【選挙管理委員会】

県職員の不祥事の内部告発をしやすくするため、通報窓口を外部に設置することを検討している記事を読んだ。通報の質を上げ成果を高めてほしい。

（常滑市、60代男性）

〔回答〕

平成18年4月1日に公益通報者保護法が施行されたことに伴い、本県も同時に「県庁ほっとライン」という名称で、職員等を対象とした内部通報の窓口を設置し、通報者が不利益な取扱いを受けないことも含め、内部通報制度について、常時職員向けのネットワークパソコンに掲載すると

もに、職場研修の場におきましても、周知徹底いたしてまいりました。

内部通報制度は、職員の法令違反を防止し、事務事業の公正な執行を確保する方策として大変有効であると考えておりますので、より通報を行いやすい環境とするために、通報窓口を外部にも設置することを検討いたしております。

常に襟を正し、厳正な職務が執行できる体制づくりにこれからもしっかりと取り組んでいく所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。 【総務部人事担当局人事課】

10月7日の「広報あいち」は新聞紙面から独立しており内容も充実していたが、今後も今月号のような形で発行することはできないのか。 (江南市、20代男性)

〔回答〕

「広報あいち」は、昭和38年より新聞紙面に掲載して発行しており、県民の皆さんに広く周知されていますが、一方で、ご指摘のとおり掲載スペースに制約があり情報量が限られることや、読者が新聞購読世帯に限られるなどの欠点があります。

こうしたことから、本県では、平成16年度より、年に1回、通常の「広報あいち」の増強版として、主要事業を特集した広報あいちタブロイド判を発行し、主に主要4紙に新聞折込で配布するとともに、市町村役場、図書館(室)・保健センターなどの市町村施設、県施設、金融機関、病院、理・美容院、農協、郵便局などに配置して、新聞未購読者の方を始めより多くの県民の方にご覧いただけるようにしているところです。

また、新聞未購読者の方を始めより多くの県民の皆さんへ県政の情報をお知らせするため、毎月1回、市町村の広報紙に県政情報の掲載を依頼する「広報資料『愛知だより』」を発行し、市町村の広報紙への転載利用をお願いするなどの取組みも行っています。

なお、タブロイド判に関しましては、今後、発行回数の増加や新聞紙面からのタブロイド判化について、メリット・デメリットを勘案の上、検討してまいりたいと思っております。

今後ともご意見も参考に、より経済的で効果的な県政情報の提供に努めてまいります。

【知事政策局広報広聴課】

モニターアンケートの回答者と同じ属性(男女、地域、年代)の県職員を選び、同一のアンケートを実施し、県民と県職員との意識のズレを把握すべきである。 (豊橋市、60代男性)

〔回答〕

日ごろより県政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび県政モニターアンケートについてご提案をいただきましたが、ご提出いただいたモニターの皆様と同じ属性で職員にアンケートを実施することにつきましては、特に60代以上の職員が集まらないことや、県政について県民の皆様のご意見をうかがうという趣旨から、内部職員へのアンケートについては現在のところ考えておりません。

県といたしましては、モニターの皆様からいただいたご意見や集計して得られた結果などを有効に活用していくことが大切だと考えております。

モニターの皆様にご協力いただきましたモニターアンケートの結果につきましては、県政モニターアンケート報告書としてとりまとめ、今後の県の施策を企画・立案するための参考資料として活

用するとともに、市町村や関係機関などにも配布して参考資料としていただくなど、広く活用しているところです。

今後もアンケートやご意見の提出で引き続きご協力をいただきますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 【知事政策局広報広聴課】

豊田市や瀬戸市などで、ある会社が一定期間中集団催眠商法のような商売をしているように思うが、なんとかならないか。 (豊田市、40代女性)

〔回答〕

日ごろから本県の消費者行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

情報提供いただいた事業者につきましては、取引行為の詳細がわかりかねますが、事業者の行為が法令等に違反していると県民生活プラザに寄せられた消費生活相談等の内容から確認ができれば、適切に対処していきたいと考えております。貴重な情報をいただき、ありがとうございました。

さて、いわゆる「催眠(SF)商法」とは、安売りを名目に消費者を集め、閉め切った会場の中で最初は無料で商品を配布したり、安価な商品を販売したりして、消費者を次第に高揚した気分させ冷静な判断力を失わせてから、売り込もうとする商品を登場させて購入させる販売方法です。陳列商品を自由に選べる通常の店舗販売と異なって衝動買いをしたり、臨時会場での販売であるため、購入後、事業者の所在が不明で返品やアフターサービスのトラブルが生じやすい等の問題が多い商法です。

今後とも、不当な取引行為を行う事業者の情報提供にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。 【県民生活部県民生活課】